

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年六月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬引沢飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市大字野田字貫井二三五〇番 一地先から同市大字野田字貫井二 三五〇番四地先まで		区 間
一一・一九〇 一一・二四〇	一一・一九〇 一六・九一〇	敷地の幅員 (メートル)
五七・七四〇		延 長 (メートル)
		備 考